

22、22%であった。差し押さえ件数は28年度で320件、処分額9,695万7,000円であった。内訳は預貯金109件、給料等74件、不動産32件、その他105件であった。短期証は6カ月証が792世帯、3カ月証が341世帯、3カ月証の留め置きが760世帯、資格証の発行世帯が28世帯であった。

問 免除規定がなく、無収入でも納付しなければならぬが、所得33万円以下の方の未納率は。

答 28年度現年課税分の未納は合計2,435件、未納税額1億6,290万2,176円であり、うち所得のない世帯が1,122件、未納税額2,969万3,072円、構成比率18.23%、所得33万円以下の世帯が218件、未納税額811万5,069円、構成比率4.98%である。

問 申請減免の対応は。

答 7割、5割、2割の軽減を行い、災害、生活保護、失業、長期の疾病などについて、公平感を失わないように対応している。県単位化後の減免の運用について県、各市町村と十分協議する必要がある。

問 来年2月13日から国保の担当課は新分庁舎に移るが、その体制は。

答 制度改編が頻繁に行われ、子どもや精神障がい関係の医療制度の拡充もあり、保険医療課の業務量は非常に多く、平成28年度の職員1人の時間外勤務の1カ月平均は約29時間であった。正規職員は経験のある職員を配置し、非常勤職員は医療事務の有資格者を任用している。生命と健康に携わる重要な部門で、セーフティネットの入り口ともなり、今後も税、福祉、健康部門と連携をとり進めたい。

問 今後の具体的なスケジュールは。これにより市町村と県の仕事はどう変わるのか。

答 9月に試算が県から提示され、10月に国から仮係数が出され、11月に30年度の推計が提示される。この推計を11月開催予定の国保運営協議会に諮り、12月議会に報告したい。その後、条例改正案が予算案とともに3月定例会で審議される予定である。県の役割は全域の広報事務、医療費の通知、後発医薬品の差額通知や県域での医療給付費等の

適正化対策及び保健事業の推進などで、市の役割は国保資格の取得・喪失、世帯変更等の資格管理、保険税の賦課徴収、被保険者の健康づくりに関する保健事業の実施や窓口業務などである。

問 納付金の確定通知はど

うなっているか。また保険税が上がる場合の激変緩和措置は。

答 標準保険料率の導入が決まっているが、現在の本市の保険料率から見ると、上がる見込みとなっており、早く標準保険料率を示すよう県に要望しているが、来年度から新たに負担する国保の国保事業納付金の確定通知もまだ届いていない。保険税の大幅な上昇については6年間の激変緩和措置が決まっており、算定された保険税額に段階的に近づけていく。28年度1人当たりの保険税額から激変緩和の一定割合を決め、安くなるところは県繰入金配分を薄め、高くなるところは手厚く配分する方針が出されている。

問 本市の国保財政は9年間で延べ16億円の赤字だが、県単位化すれば保険税は上がり、収納率は強化され、本当に困

って払えない方に対しての免除規定も、行き届いた申請減免制度もなくなる。分庁舎に移る業務もあるなかで、市民にそれを説明、周知できるのか。他県では統一保険料率の実施時期を見直しているところもあるが、保険料の問題をどう考えているのか。

答 市民には十分に説明をしていきたい。県単位化で安定した財政運営ができると考えている。現在、全国で9府県が統一保険料を目指しているが、県も「奈良モデル」として統一した標準保険料率を目指して努力するので、その推移を見守りたい。

問 33万円以下の所得の方が保険料を払えないという状況で、6年間で激変緩和措置は終わるが、7年目以降は市が措置をとるのか。「奈良モデル」で県は進めているが、あと半年しかなく遅れているが市長の考えは。

答 今はセーフティネットの役割を担っているが、国保会計は市町村の6割が赤字で、赤字額は全国で総額3,500億円になる。約10年前から市町村長や知事と国保広域化の議論をし、国に先駆けて「奈

良モデル」が動き始めた。国保だけでなく共済組合等各保険組合を守っていかなければならぬ。県は医療サービスの高め、医療費が下がるよう努力してきた。6年間の激変緩和措置は他府県には短いが、奈良県にとっては今までの段取りをしてきたもので、我々の想像よりもいい数字が出ると期待している。医療や介護を含めた保険料抑制の1つが国保の広域化だと考えている。当市も最善の努力をして、他市町村や国・県とともにいいモデル事業を展開したい。

問 今後は市町村ごとに決定した国保事業費納付金を市町村が納付

する。運営方針の策定(県内の統一的方針)

保険給付に必要な費用を、全額、各市町村に支払う(交付金の交付)

